

## 多治見市行政改革大綱について

国や地方公共団体の行政機関の組織や機能を改革することであり、主に財政の悪化や社会の変化に対応して、組織の簡素合理化、事務の効率化、職員数や給与の適正化などの形で行われています。

多治見市の行政改革大綱は、多治見市市政基本条例（平成 18 年条例第 41 号）第 24 条に基づいて、市政運営の在り方を見直し、質を向上させるために市長の任期ごとに策定しています。

また、最上位の計画である総合計画を実現するために、総合計画の策定（見直し）の翌年度に行政改革大綱を策定します。

## 1 計画期間

第 9 次行政改革大綱は、令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の 4 年間で計画期間とします。

	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10
市長任期	[市長任期の期間を示すオレンジ色の帯]									
総合計画	第 7 次総合計画（後）					第 8 次総合計画（前）				
行政改革大綱	第 9 次行政改革大綱					第 10 次行政改革大綱				

## 2 行政改革懇談会の役割

市役所だけでなく市民の意見を取り入れた多治見市行政改革大綱の策定を目的とし、市民目線でのご意見やご審議をいただくための委員会です。

## 3 行政改革大綱の進捗管理

第 9 次行政改革大綱を 4 年間で確実に実施するため、毎年度、計画策定（Plan）、実行（Do）、検証（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCA サイクル）で進捗を管理していきます。

なお、進捗管理状況を外部委員会である事業評価委員会に示し、よりよい事業実施や改善などのための意見をいただき、進捗管理に役立てていきます。

